

令和3年度第2回

宮城県公社等外郭団体経営評価委員会



令和3年11月

宮 城 県

令和3年度第2回宮城県公社等外郭団体経営評価委員会 議事録

I 日 時 令和3年11月8日(月)午後2時～午後4時40分

II 場 所 宮城県行政庁舎10階 1001会議室

III 出席委員 4名

IV 出席者(敬称略)

(委員長)

尾町 雅文 公認会計士

(委員)

菊田 克樹 中小企業診断士

須田 沙織 公認会計士

渡部 美紀子 宮城学院女子大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科教授

(事務局)

大森 克之 宮城県総務部長

鈴木 智子 宮城県総務部行政経営推進課長

高橋 幸宏 宮城県総務部行政経営推進課 副参事兼総括課長補佐

佐藤 信太郎 同 主幹(行政経営システム班長)

蓬田 なつき 同 主任主査(副班長)

杉山 雅紘 同 主事

V 会議経過

1 開 会

●司会（高橋副参事）

ただいまより令和3年度第2回宮城県公社等外郭団体経営評価委員会を開会いたします。

開会に当たり、大森総務部長より挨拶を申し上げます。

●大森部長

皆様には、日頃の県政運営に御協力を賜っており、この場をお借りしまして改めて感謝を申し上げます。

昨日11月7日は立冬でございました。暦の上では冬になったということでございます。11月、12月とこれから忙しくなってくるかと思えます。そのような中で、当委員を快くお引き受けいただきまして、また、本日は御多用の中、御出席いただきまして本当にありがとうございます。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

本県におきます公社等外郭団体改革につきましては、当委員会において委員の皆様からも御助言をいただきながら、平成30年3月に「第V期宮城県公社等外郭団体改革計画」を策定しておりますが、本年はこの第V期計画の最終年であります。次期計画につきましても、当委員会の中で皆様の御意見をお伺いしながら策定してまいりたいと考えております。

また、県では、今年度から、昨年策定いたしました「新・宮城の将来ビジョン」を県政運営の基本的な指針としておりますほか、新型コロナウイルス感染症の影響など、公社等を取り巻く環境も変化しておりますが、これらを踏まえながら、公社等の役割・意義を再確認し、また経営改善や経営基盤の強化に取り組んでいるところでございます。中でも、厳しい経営状況にあるとして「改善支援団体」に指定された団体につきましては、県としても重点的に指導していくこととしており、今年度は「株式会社仙台港貿易促進センター」と「一般社団法人宮城県林業公社」の2団体について、御審議を賜りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、多くの資料の分析をお願いするなど、何かと御負担をお掛けいたしますが、県の取組と団体の経営改善について、専門的な見地から御意見を頂戴できれば幸いです。

県としましても、この経営評価に基づく取組が効果的に実施され、団体の経営改善に生かされるよう努めますとともに、一層の県民サービス向上につなげてまいりたいと考えておりますので、改めまして忌憚のない御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

できます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

●司会（高橋副参事）

ここで大森部長は公務のため退席させていただきますので、御了承願います。

本日は、6名の委員のうち4名の委員に御出席いただいております。「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」の規定により定足数を満たしておりますことから、本日の会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。また、本委員会につきましては、県の情報公開条例の規定に基づき、前回の第1回委員会におきまして、計画策定に関する会議は公開とし、団体審議に関する会議は非公開とすると決定しておりますので、よろしくお願い致します。

続きまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

公認会計士の尾町雅文委員でございます。

中小企業診断士の菊田克樹委員でございます。

公認会計士の須田沙織委員でございます。

宮城学院女子大学現代ビジネス学部現代ビジネス学科教授の渡部美紀子委員でございます。

併せまして、本日御欠席されております、公認会計士の阿部仁紀委員と同じく公認会計士の橋本潤子委員につきましても御紹介させていただきます。

事務局側の出席者につきましては、次第裏面の出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきますので、御了承願います。

2 委員長・副委員長選出

●司会（高橋副参事）

続きまして、委員長・副委員長の選出に移ります。本委員会の委員長及び副委員長は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」の規定によりまして、委員の方々の互選により定めることとなっております。

委員長と副委員長の選出手続きにつきましては、鈴木行政経営推進課長の進行で進めてまいります。鈴木課長、よろしくお願いいたします。

●鈴木課長

行政経営推進課長の鈴木でございます。2年間お世話になります。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、委員長、副委員長が決まるまで仮の進行役を務めさせていただきますので、どうぞ

よろしくお願いいたします。委員長・副委員長の選出につきまして、委員の皆様から御意見、御提案はございませんでしょうか。

●菊田委員

尾町委員に委員長を、また、橋本委員に副委員長を継続していただいております。どうかと考えております。

●鈴木課長

ありがとうございます。委員長に尾町委員を、副委員長に本日御欠席ですが橋本委員を継続してという御提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、互選により、委員長には尾町委員、副委員長には橋本委員が選出されました。どうぞよろしくお願いいたします。

これで進行の役目を終わらせていただきます。

●司会（高橋副参事）

尾町委員長は、席の御移動をお願いします。

それでは、委員長から御挨拶いただきたいと思います。尾町委員長、お願いいたします。

●尾町委員長

ただいま委員長に選出をさせていただきました尾町でございます。よろしくお願いいたします。今年度は新しい委員に渡部委員が加わりまして、なお一層の活発な審議をしていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

●司会（高橋副参事）

ありがとうございました。

3 議 事

●司会（高橋副参事）

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。お配りしております「次第」の2枚目を御覧願います。資料は1から5の今後のスケジュールまでお配りしております。資料はすべてお揃いでしょうか。

ここからの議事の進行につきましては、尾町委員長をお願いします。それでは、尾町委員長よろしくお願います。

議事（１）令和２年度第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組状況及び経営評価等について

●尾町委員長

それでは、さっそく議事に入ります。（１）令和２年度第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組状況及び経営評価等について、事務局から説明をお願いします。

●鈴木課長

それでは、令和２年度第Ⅴ期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組状況及び経営評価等について、事務局より御説明いたします。

資料は１－１と１－２がございます。資料１－２は、９月議会に報告しているものでございます。その概要を資料１－１で取りまとめております。本日は、資料１－１で御説明いたします。

公社等外郭団体改革は、「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」に基づき、県の公社等への関与の適正化と公社等の自立的運営の促進を図ることを目的として取り組んでいるものです。

まず、「Ⅰ令和２年度の指定団体等」ですが、指定団体数は４９団体で、令和元年度と同数となっております。このうち、収支状況が良好な「自立支援団体」が４１団体、経営改善が必要で重点的な指導が必要な「改善支援団体」が８団体となっており、いずれも前年度と同数となっております。

続いて「Ⅱ県の取組内容」でございます。「１経営評価の実施」ですが、本委員会において、阿武隈急行株式会社と公益社団法人宮城県物産振興協会の２団体について調査審議をしていただき、各団体に対し経営改善に向けた意見を頂戴しております。「２財政的関与の適正化」ですが、県からの委託金・補助金・負担金の合計額は、約１８２億円で前年度比１６９％となっております。この主な増要因は、新型コロナウイルス感染症対策として、県社会福祉協議会への補助金、具体的には生活福祉資金補助金の額が大きく増加したことなどによるものです。３から６までの項目については、記載のとおりでございます。

裏面を御覧願います。「Ⅲ公社等の取組内容」です。「１経営評価の実施」の「（１）総合評価」ですが、令和２年度は、Ａ評価（概ね良好）が２７団体で、前年度から４団体増加しています。また、Ｃ評価（改善措置が必要）とした団体は１団体で、前年度から１団体減少しています。次に、「（２）当期正味財産増減額及び当期純利益（当期純損失）の状況」ですが、増加した団体は３１団体で、減少した団体は１６団体となっております。２から５までは、記載のとおりで

すが、このうち、4の「(2) 障害者雇用に関する取組状況」については、令和3年6月現在で、法定雇用率が課せられている9団体のうち、達成しているのは6団体で、昨年度の3団体から改善が図られましたが、依然として3団体が達成しておらず、喫緊の改善が必要となっています。

簡単ですが説明は以上です。

●尾町委員長

ただいまの説明について、質問等ありましたら、お願いします。

●菊田委員

財政的関与の適正化のところで、社会福祉協議会への補助金が増加したということですが、この生活福祉資金について、人数や内容などももう少し詳しく分かりますか。

●鈴木課長

まず人数については把握しておりません。申し訳ございません。内容ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、生活が困難になった方に対する貸付金の原資でございます。

●菊田委員

貸付金ということは、いずれ返ってくるお金で、純粹に補助金として渡しきりということではないということでしょうか。

●鈴木課長

社会福祉協議会に対しては補助金を出して、それを原資として社会福祉協議会が貸し付けを行うものです。

●渡部委員

公社等の取組内容の経営評価の実施で、前年度よりも、概ね良好のA評価になった団体が増えているということですが、増加した要因はどのようなところにあるのでしょうか。

●鈴木課長

担当から説明させていただきます。

●事務局

総合評価につきましては、組織運営の健全性、財務の健全性、公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応の3つの観点から評価しております。そのうち、大きなところでは、下の当期正味財産増減額及び当期純利益の状況にもありますとおり、いくつかの団体で収支の改善が図られるなど財務の健全化が図られたことにより、総合評価も改善したということになります。

●渡部委員

ありがとうございます。評価をするときの基準は定められているのでしょうか。

●鈴木課長

はい。別途定められております。

●尾町委員長

他に質問等なければ、次の議題に移りたいと思います。

議事（２）次期の公社等外郭団体に関する計画について

●尾町委員長

次に、議題（２）次期の公社等外郭団体に関する計画について、事務局から説明をお願いします。

●鈴木課長

それでは、次期の公社等外郭団体に関する計画について、御説明いたします。

はじめに、資料２「宮城県公社等外郭団体自立推進計画（素案）」の１ページを御覧願います。第１の「１本計画の趣旨」ですが、本県では平成９年度に公社等外郭団体の見直しに着手しましたが、平成１７年４月には公社等への県の関与の適正化と公社等の自立的運営の更なる促進を目的として、宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例が施行されたのを受け、平成１８年以降、計画の改定を行いながら、必要な助言や指導を行ってまいりました。

次に「２本計画における公社等外郭団体」でございますが、本計画の対象となる公社等とは、条例や施行規則に規定する要件に該当するものとして指定する法人となります。指定要件の内容は、２ページ上段に記載のとおりでございます。

続いて「３これまでの公社等外郭団体改革の取組と現況」でございます。「（１）指定団体数の推移」ですが、令和３年度の団体数は平成１７年度の８０団体から３２団体減少し、４８団体となりました。「（２）県の財政的関与の状況」ですが、次のページのグラフを見ていただくとおり、当初に比べますと補助金等は抑制傾向にありますが、災害等の社会状況により年度毎の変動が激しい状況でございます。次に「（３）県職員派遣の状況」ですが、取組当初と比較し、派遣している団体数、職員数ともに減少していますが、近年は変動がございません。４ページをお開き願います。「（４）累積欠損金の状況」ですが、震災時に団体数、金額ともに増加しましたが、現在は減少しつつあります。しかし、多額の累積欠損金が生じている団体や増加している団

体があることから、今後も縮減に向けて取組が必要な状況でございます。

6 ページを御覧願います。「4 今後の方向性」ですが、これまでの取組の総括としましては、団体の統廃合や経営改革の観点からの見直しは区切りがつつあると認識しております。一方で、引き続き県の指導・助言のもと経営改善に取り組む必要のある団体もありますので、今後も課題が残る団体は、県の指導のもと経営改善に注力していただくこととし、経営状況が良好な団体については、一層の自立に向けた取組を進め、社会情勢の変化に対応しつつ自らの公益的使命等を果たしていくことが必要となっていると整理しております。

7 ページを御覧願います。次期計画の趣旨ですが、ただいま御説明いたしました改革の進捗や、御覧いただいているような公社等を取り巻く外的環境の変化を踏まえまして、今後は「経営改革」から「自立推進」に取組の主軸を移すこととし、名称を「公社等外郭団体自立推進計画」と変更して策定しようとするものでございます。

「2 目標」ですが、本計画では3つの目標を掲げています。1つ目として、社会情勢の変化に対応した効率的・効果的な公共サービスの提供、2つ目として、県の関与の適正化と公社等の自立的運営の更なる促進、3つ目として、県民から信頼される公正な事業の実施です。

「3 計画期間」でございますが、「宮城県行財政運営・改革方針（第Ⅰ期）」の終期と合わせ、令和4年度から令和6年度までの3年間といたします。

次に「4 指定団体の分類」についてです。現行の計画と同様、団体の状況に応じて指定団体を改善支援団体、自立支援団体、進行管理団体の3つに分類し、団体の状況に応じた指導と助言を行います。

次に、「5 取組の枠組」を御覧願います。こちらでは、公社等及び県の取組内容を一覧にしたものでございます。具体的には9ページの箱囲みにありますとおり、自律推進に向け、公社等は、自らの公益的使命・役割について検討し、その達成に向けた経営方針を明確にした上で事業を実施するとともに、必要な組織・事業の見直しを行うことの重要性を強調しております。

10 ページをお開き願います。ここからは、各取組項目についてでございます。まず、「(1) 自立した経営基盤の確保」ですが、取組は1-1から1-3となりますが、経営基盤の強化、補助金等の適正化、損失補償等の適正化を挙げています。次に11ページの「(2) 人材育成による組織体制の充実」でございます。取組は2-1から2-3までになりますが、適切な人材登用、計画的な職員の育成、県職員派遣の適正化を挙げております。次に12ページの「(3) 内部統制の強化」でございます。取組は3-1から3-3までになりますが、業務規程の整

備、財務情報の信頼性確保、コンプライアンスの徹底を挙げております。

13ページを御覧願います。「7の取組の進め方」についてでございます。「(1)団体による自己評価」につきましては、公社等は事業年度終了後、取組状況について自己評価を行うものとしております。次に「(2)県による進行管理」ですが、県は、公社等による取組や自己評価、経営上の課題などを踏まえ、公社等の取組状況について総合評価を行います。毎年度の取組成果は、議会に報告するとともに公表をしているところでございます。次に「(3)経営改善の実施」ですが、県は経営評価の結果等を踏まえまして、経営改善や本計画の取組推進に向けた助言・指導を行います。これを受けて、公社等は主体的に経営改善に取り組むものとしします。

最後に「8外部専門家による調査審議」についてでございますが、本委員会において、改善支援団体に分類された公社等について調査・審議をしていただきます。そして、経営評価を行い、経営改善に向けた意見を取りまとめているところでございます。

説明は以上です。

●尾町委員長

ただいまの説明について、質問等ありましたら、お願いします。

●須田委員

7ページの公社等外郭団体自立推進計画ですが、第1回の委員会で名前を変えたいというお話がありましたが、この名前に変えるということでしょうか。

●鈴木課長

はい。現段階の案としては、公社等の目指す方向性が分かるような名称ということで、「自立推進」とさせていただきます。

●須田委員

名前を変えることによって、事務的に負担が大きいとか、余計に費用がかかるといったことはないでしょうか。

●鈴木課長

これによって、公社等や県の事務負担が増えることはないという認識でございます。また、取組内容も従来の取組を継続するという趣旨でございます。ただ、これまでの経営評価委員会の議論の中で、公社等が自らの使命・役割を考えて、整理した上で必要な事業を実施していくということを、より推進すべきだという御意見も踏まえまして、その旨を明確にしたつもりでございます。

●尾町委員長

他にございますか。

●菊田委員

取組項目の（２）人材育成による組織体制の充実のところ、計画的な職員の育成についてですが、記載されている具体的な取組事項は、公社等が独自に取り組むということでしょうか。県の方で指導をしていくのでしょうか。

●鈴木課長

自立的な運営が進んでいる公社等については、公社等が自ら計画を立てて取り組んでいただくことは可能だと思います。そうでない団体につきましては、県が事業計画の作り込みの段階から指導・助言をする中で、人材についても助言をしていくことになると思っております。

●渡部委員

13ページの評価について、団体の自己評価があり、その後県による評価があるとなっておりますが、過去の例では、団体の自己評価と県による評価は似ているものなのでしょうか、それとも差があるものなのでしょうか。

●鈴木課長

お配りしています資料1-2の28ページを御覧いただきたいと思えます。まず、直接の御回答としては、先ほども少しお話いたしました、評価指標がある程度定まっておりますので、ABCの定量的な付け方については、そう乖離はございません。ただ、団体の自己評価や総合評価は文章で書くものですが、そのところで、例えば課題認識といったものについては、若干差が出てくる団体も中にはございまして、そういったときのすり合わせ、見える化して、今後の方向性を話し合うためのシートとして、このような形で書いております。

●渡部委員

参考指標のところにある評価が最終的な評価ということでしょうか。

●鈴木課長

そのとおりです。団体が各項目をチェックしていくと、自動的に評価が付けられるというものでございます。

●渡部委員

乖離がある場合は、結果的には県の評価に収まるということでしょうか。

●鈴木課長

ケースバイケースだと思います。また、今回の計画の素案ということで、本文のみお付けしておりますが、次回の経営評価委員会では指標の案も審議いただく予定でございます。

●渡部委員

わかりました。ありがとうございます。

●尾町委員長

よろしいでしょうか。

●鈴木課長

1つ御相談がございまして、計画の素案の2ページを御覧いただきたいと思います。公社等外郭団体の指定要件について、表のとおり①から②の皿まで定めております。この区分については、条例等に規定されていることもあり変更する予定はございませんが、指定については、現在毎年度行っております。そのため、年度の出資状況によって区分が変更になったり、公社等の指定から外れたりといった可能性がある状況となっており、これまでも年度によって変更があった状況です。この公社の指定について、現行どおり毎年度行った方がよいのか、あるいは計画期間単位でモニタリングしていった方がよいのか、御意見をいただければと思います。現段階では、計画期間でモニタリングしていく必要性もあると考えており、現行の毎年度の見直しから、計画期間3年を一括して指定し、その後は変更しないという取扱いを考えております。

●尾町委員長

これまでは状況が変わることがあるので毎年度行っていたものを、計画期間ごとに指定をするということですね。御意見はございますか。

●須田委員

指定が毎年度変わるというのは、いったん外れてまた戻るというケースが多いのでしょうか。

●鈴木課長

公社等から外れるというケースはそれほど多くはないですが、区分の要件が重なる中で、その理由付けが移動することはよくあります。

●須田委員

移動があると何か変わるのでしょうか。

●鈴木課長

移動自体は公社等にとって影響がありませんが、公社等に該当するかしないかということにつ

いて、毎年度見直すのか、あるいは計画期間ごとに定めるのかという趣旨で悩んでいるということでした。

●渡部委員

今の質問に関連して、区分②のiiは、基準が総収入の4分の1以上の補助金等とありますが、出資割合の資本金とは違いまして、総収入は動きますので、これを基準としていることによって揺らぎがでるといった感じがするのですが、これを総収入にしなければならないという理由はあるのでしょうか。総収入でなければそれほど動かないのではないかと思うのですけれども。

●鈴木課長

条例を制定した当時は、出資に準じてという考え方で、総収入の4分の1という考え方をしたものだと思います。

●渡部委員

これは変わらないということでしょうか。

●尾町委員長

条例で定められていますので、条例を改正しないといけないことになりますよね。

解釈といいますか、指定を3年間の1期分として考えることができるのではないかと趣旨だと理解しておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。どこかに規定されているわけではないですね。

●鈴木課長

はい。

●菊田委員

指定要件に該当しなくなっても、計画期間の最初に指定している場合にはそのまま計画を進めるということよろしいですか。それが条例に抵触しないのであれば、その方が継続性があってよいのではないかと考えています。

●鈴木課長

条例で定めておりますのは、指定要件の区分のみで、その運用方法については特に定まっておられませんので、法令に反するという事はないと思います。

●菊田委員

計画の対象となっているものについては、計画期間の3年を継続して計画どおりに行うというのがよろしいかと思えます。

●渡部委員

同感です。

●尾町委員長

須田委員よろしいですか。

●須田委員

3年間の途中で該当してしまうものについて問題ないかということが少し心配ですが、3年の区切りで行うことは問題ないと思います。

●鈴木課長

御指摘のとおりだと思います。3年間の途中で該当になったものにつきましては、県庁の中に公社等外郭団体総合調整委員会という副知事をトップとする内部調整組織がございますので、その中で協議をしながら、指定の必要性について議論をすることが必要だと思っているところでございます。

●尾町委員長

委員会としては、課長がおっしゃったように、1期として継続して指定をするということについては、異論はないということでございますので、よろしくをお願いします。

●鈴木課長

ありがとうございます。それでは、そのように計画素案に反映させていただきたいと思います。

●尾町委員長

他にございますか。ないようですので、これで議事（2）の審議を終了します。

ここで、5分ほど休憩とします。また、以後は非公開での審議となりますので、傍聴の方は退出をお願いします。

議事（3）今年度調査団体について

《非公開》

4 その他

●尾町委員長

次に、「その他」としまして、事務局から何かありましたらお願いします。

●事務局（佐藤班長）

事務局から、今後のスケジュールについて御連絡いたします。資料5を御覧ください。

次回の第3回委員会は1月21日に株式会社仙台港貿易促進センターについて、第4回委員会は1月26日に一般社団法人宮城県林業公社について、それぞれ御審議いただきます。開催場所等につきましては、追ってお知らせします。

委員の皆様には、本日配布の資料を分析いただきまして、事前の質問を11月26日（金）までに事務局あて提出いただきますようお願いいたします。様式につきましては、後ほどメールで送付いたします。1月の委員会では、皆様から提出されました質問に対しまして、団体や担当課が回答した上で、団体に対してヒアリングを行っていただきます。ヒアリング後、本委員会としての意見をまとめるため、委員の皆様で意見として盛り込むべきポイントなどについて話し合っ
ていただきたいと思ひます。委員会終了後、皆様からそれぞれ御意見を提出いただきまして、提出いただいた御意見を事務局で委員会意見案として取りまとめ、皆様に確認していただき、意見をお伺いしながら、委員会意見として調製してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールについては、以上でございます。

●尾町委員長

質問等ございますか。

貿易促進センターと林業公社は同時ですか。

●事務局（佐藤班長）

審議の日にちは別で、事前質問は同じ11月26日をお願いいたします。

●尾町委員長

なければ、以上で議事を終了し、進行を事務局にお返しします。

5 閉 会

●司会（高橋副参事）

以上をもちまして、本日の公社等外郭団体経営評価委員会を終了いたします。

長時間にわたり御審議ありがとうございました。